

貿易保険の在り方に関する懇談会（第3期）報告書

1. はじめに

- 貿易保険は、国の通商政策上重要な役割を有していること、貿易保険の抱えるリスクが民間保険ではカバーできず国の財政的な裏付けが必要であることなどを理由に、1950年の制度の創設以来、長きにわたり国により直接運営されてきた。その後、国際金融情勢の変化、とりわけ、プロジェクトに対するファイナンススキームの多様化・複雑化などの状況に対応し、2001年4月から独立行政法人（この間、政府の再保険制度によってリスクを分担して運営）として事業運営され、更に、2017年4月からは、政府出資100%の株式会社として、事業運営されてきた。
- 特に、直近の株式会社化に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「各法人の業務類型の特性を踏まえたガバナンスを整備する」との観点から、独立行政法人日本貿易保険（当時）について、以下の3点が定められた。
 - ・国の政策意図の反映など、国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行すること
 - ・貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継すること
 - ・貿易再保険特別会計の廃止に伴い、保険金支払い等に係る債務等に対する政府保証などの必要な措置を講ずること
- こうした方針を踏まえ、現在の事業運営形態の基礎を形作る貿易保険法改正が行われたのが2015年、今から10年前に遡る。その後、2016年5月にはG7伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の表明、更に、2020年12月には「インフラシステム海外展開戦略2025」の策定等が行われた。こうした動きにあわせて、貿易取引や海外向け投融資を支援する貿易保険の重要性も一層高まってきた。
- 本懇談会は、今回が第三期にあたる。これまで、2020年に第一期、2021年に第二期を開催し、各優先課題について集中的に議論を行ってきた。具体的には、第一期では、新型コロナの世界的な流行により我が国企業の貿易や投資等の対外取引に影響が生じた中、課題を分析するとともに、その他リスクへの対応、利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応等について議論され、2022年の貿易保険法改正へと結実した。本法改正では、①新型コロナなどを踏まえた貿易保険の填補事由の拡大、②サプライチェーン強靱化に向けた海外投資保険の対象拡大、③国際連携の強化に向けた外国法人への出資機能の追加等が講じられた。
- また、第二期では、第一期以降の状況変化も踏まえた国際情勢への対応や、脱炭素を含むSDGs等の達成に向けた取組支援、中堅・中小企業/農林水産品分野等の海外展開支援、他国との公平な競争環境（level playing field）確保のための取組について議論された。これに加えて、NEXIによる法律上認められていない外国債券の保有や保険料の誤徴収といった法令違反が判明したことを踏まえ、NEXIの監理についても議論がなされた。
- 第一期、第二期とも、我が国企業の対外取引を積極的に後押しし、国際競争力を維持・強化することに主眼を置いて、主に貿易保険の機能を拡充するべく、制度の見直しや運用の改善について議論された。今期（第三期）も、我が国企業の対外取引の健全な発達を目指す大きな方向性は何ら変わらず、維持されている。その上で、昨今、貿易保険の重要性・必要性が一層高まっている中、貿易保険事業の適切かつ安定的な運営に向けて、如何にNEXIのリスク対応能力を強化するか、特に、リスク管理の在り方や財務基盤の強化に主眼を置いて、集中的に議論された。

2. 企業のリスク観の変容と貿易保険の役割

- コロナ禍が収束に向かう一方で、米中対立、ロシアのウクライナ侵略長期化、緊迫する中東情勢、これらを背景とした構造変化（安全保障を根拠とする貿易制限の多用や経済的依存の武器化等）も受けて、前回懇談会（第2期）の報告書取りまとめ（2021年7月）から、3年足らずの間にも、国際経済環境が激変している。こうした中、グローバル展開する企業のリスク観が変容しており、戦争・テロ、為替・輸入制限、経済制裁、収用、自然災害等の通常の保険によって救済することができない海外取引のリスクに備えるための有力な手段として貿易保険の重要性・必要性が高まっている。2022年度のNEXIの保険責任残高が、2017年の株式会社化以降最大に到達していることも、その証左の一つである。
- 国際経済環境が激変する中でも、日本企業のグローバルな挑戦を支えることが重要である。こうした中、貿易保険制度は、海外取引のリスクから日本企業を守ることが使命。NEXIは、我が国で貿易保険事業の運営を担う唯一の公的機関であり、適切なリスク管理の下で健全性を維持しつつ、将来にわたって持続可能な形で保険を引き受け続ける（「オープン」を維持する）ことが極めて重要である。

3. 貿易保険制度の実施を担うNEXIのリスク管理の在り方

- NEXIは、「統合的リスク管理基本方針」の下で、保険引受リスクに関しては、個別案件の引受審査等に加えて、①リスク総量管理、②集中リスク管理を実施している。また、それらを補う観点から、ストレステストによるシナリオ分析等も実施している。貿易保険のリスク管理においては、いずれかの管理手法に偏ることなく、リスク総量管理・集中リスク管理・ストレステスト（シナリオ分析）を適切に組み合わせることが重要である。また、これら保険引受リスクの管理の他、流動性リスク（資金繰りリスク）等にも配慮することが必要である。

（1）リスク総量管理

- 巨額の保険金支払が発生すれば、NEXIは政府保証も活用して、市中から資金調達し、保険金支払に充てることとしている。このため、政府は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下、「法」という。）第21条に基づき算出した最大リスク見込額と支払原資の差額部分につき、NEXIに対する政府保証枠を設定している。更に、NEXIが社債発行・長期借入によっても十分な資金調達が困難なときは、財政上の措置を講じることとされている。但し、本措置は不測の事態に対する被保険者保護のための措置であり、NEXIの青天井の引受が許容されるわけではない。本措置が発動された場合、その後、借入資金の返済等に向けて保険料率の引上げなどが必要となり、結果として将来の保険利用者に長期的に大きな影響をもたらすことから、NEXIにおいて、適切なリスク管理が講じられるべきである。
- 上記のリスク管理に際しては、貿易保険が民間保険で救済できないリスク（非常危険や信用危険）をカバーしていることから、事故発生予測が困難で多数の法則が働きにくく、かつ、同時に多くの保険金支払いが発生する可能性のあるリスクを引き受けている点にも留意すべきである。検討に際しては、海外の主要な輸出信用機関（Export Credit Agency。以下、「ECA」という。）の対策も参考にすべきである。
- なお、上記最大リスク見込額の算出に際しては、信頼水準98.57%、つまり70年に1回の頻度で発生しうる損失をリスク量として計測しているが、民間保険会社においては、2025年度から、新たな健全性規制が導入される予定であり、その中では、信頼水準99.5%、つまり200年に1回の頻度で発生し得る損失をリスク量として計測し、それに見合う支払余力の確保が求められることとなる。さらに、国際的にも同水準の資本を求める保険資本規制の検討が進んでいる。こうした動向を念頭に置きつつ、また、貿易保険の特殊性も踏まえ、貿易保険における最大リスク見込額の算出方法を必要に応じて適切にアップデートしていくことが、中期的な課題として求められる。

(2) 集中リスク管理

- リスク総量管理では、特に貿易保険がカバーする非常リスク・信用リスクについて、リスク量の計測に用いる保険事故の発生確率その他の情報に制約が大きいことから、これを補完する観点から、特定の企業やセクター、国・地域へのリスクの極端な集中（「集中リスク」）を回避することが重要である。民間機関や海外のECAも同様の考え方を採用している。特に海外ECAは、集中リスクを回避するため、責任残高等¹が基準値を超過した場合、①政府によるリスク引受（政府の再保険引受、政府勘定）、②保険利用者に対する引受コントロール、③引受余力を引き上げるための予算措置等を実施している。これらの取組により、特定の企業やセクター、国・地域における責任残高等について、支払原資を下回る水準に収めるべく管理している。それぞれの取組は排他的ではなく、組み合わせが可能な点にも留意が必要である。
- NEXIにおいては、集中リスクを回避するため、既に一定の対策を実施している。すなわち、①国、債務者・プロジェクトごとの残高についてシーリングを設定し、これに到達した、又は、到達する可能性が高い場合は慎重なリスク審査を実施、②国、債務者・プロジェクトごとにリスクが集中している案件を対象に民間の再保険マーケットや海外ECAへ出再することによるリスク削減を検討・実施している。引き続き、こうした対策に取り組むことが重要である。
- 海外ECAの取組も踏まえれば、NEXIの集中リスクの引受上限（責任残高のレッドライン）については、自律的な事業の継続を前提として単一の事象によって生じるおそれのある巨額の損失に備える観点から、最大でも、支払原資（純資産と異常危険準備金の合計）の水準と考えることが適当である。但し、他のリスクも同時に生じる可能性を想定し、保険金の支払原資をいかに確保しておくか、また、支払原資が大きく毀損した場合にいかに事業を回復・継続するかといったシナリオも念頭に置きつつ、上記の支払原資の水準に至らぬよう、早い段階からの適切なリスク管理（NEXIによる引受上の工夫や政府によるリスク引受のための制度上の対応）と、財務基盤の強化等、必要な対応を計画的に講じるべきである。
- なお、集中リスク管理に際しては、保険種の特性に応じて実施することが重要である。貿易保険は、引受期間に応じて、短期保険と中長期保険に分けられる。短期保険は、引受リスク量が相対的に小さく、また、保険責任期間が短いことから引受方針の変更によるコントロールが効きやすい一方で、中長期保険は、一度引き受けると残高が長期間にわたって残り続け、積み重なっていくことから、引受方針の変更によるコントロールが効きにくい。特に、中長期保険の中でも海外投資保険は、一般に、融資保険と比較して一度付保すると保険期間中に引受残高が減ることがなく、更に、既に投資済みの案件も付保対象であることから一時に多数の保険が申し込まれるリスクが高い。このため、集中リスク管理において、海外投資保険は、短期保険や融資保険と比べて、より早い段階から、引受上の工夫等の適切な対応が必要となる。

4. 今後の対応の検討

- 貿易保険制度は、通常の保険によって救済することができない対外取引のリスクから、日本企業を守ることを使命としている。国際的な経済環境が激変する中でも、貿易保険制度を通じて企業のグローバルな挑戦を支えていくためには、企業のリスク観の変容に伴う貿易保険ニーズの集中に対し、制度の担い手であるNEXIが、適切なリスク管理の下で健全性を維持しつつ、将来にわたって持続可能な形で保険を引き受け続ける（引受方針を「オープン」で維持する）ことが極めて重要である。そのためには、適切なリスク管理と財務基盤強化の両面

¹ 集中リスクの定義について、海外ECAの多くは詳細を公表していないものの、貿易保険は、大数の法則が働かず保険事故の発生確率に係る情報が不完全という特性等も踏まえて、実務的・専門的見地から判断することが重要。上記の特性等を踏まえ、NEXIにおいては責任残高をベースとしている。

から対策を検討することが必要である。以下では、特に、集中リスクへの対応について検討する。

- 検討に当たって、貿易保険は、通常の保険によって救済することができないリスクに備えるラストリゾートの手段であるからこそ、後述する引受上の工夫等に先だって、まずは政府の役割強化を検討すべきといった指摘があった。特に、後述のとおり、政府による一層踏み込んだ予算措置が不可欠である旨の指摘、将来にわたる保険引受の予見可能性の確保に資するよう政府は制度的な対応を含め検討すべき旨の指摘があった。
- また、保険利用者の利便性を著しく損なうような引受上の工夫等の措置をやむを得ず講じる場合、特に影響を受ける保険利用者の理解を得る上で、丁寧な説明が期待されるとの指摘があった。

(1) リスク管理の在り方

- 日本企業のリスク観次第では、今後、いずれかのタイミングで、集中リスクが一層高まり、これまで以上に、更に踏み込んだ対応が必要となる可能性も否定できない。このため、現段階から、今後の対応方針等を整理し、必要に応じ、適切なタイミングで実施することが重要である。
- 前述の海外 ECA における対応を踏まえ、我が国においても、こうした①政府によるリスク引受、②引受上の工夫、③財務基盤強化の全部又は一部の最適な組み合わせを検討すべきである。

① 政府によるリスク引受

- 海外 ECA の取組も踏まえれば、政府の再保険引受や政府勘定による引受等が候補として考えられる。
- こうした制度面の検討に際しては、貿易保険の運営主体の在り方に関するこれまでの考え方の経緯（「国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させる」といった過去の特別会計改革や独立行政法人改革等における考え方も含む）、近年の事情変更等も勘案した上で、政府において適切に判断されるべきである。なお、財務基盤強化のうち、特に予算措置は、毎年の予算要求プロセスの結果次第であり保険利用者にとって将来にわたる保険引受の予見可能性が必ずしも高くないこと、また、政府による再保険引受制度は、例えば NEXI が引き受けたリスクの一定割合を政府が受再する形とするなど制度設計次第で予見可能性の確保に資する可能性があること等も念頭に、将来にわたる保険引受の予見可能性が確保できるよう検討すべき旨の指摘があった。

② 引受上の工夫

- 引受上の工夫については、政府によるリスク引受の有無にかかわらず、法に基づき、リスク管理を含め、保険引受等の経営判断を一義的に担う NEXI が責任を持って検討を進めるべきである。
- 検討に際して、例えば、集中リスク対応の観点から、特定の企業やセクター、国・地域へのリスクの極端な集中を回避する必要がある場合には、①保険期間の短縮（引受条件の調整に係る柔軟性を確保）や、②付保率の引下げ（責任残高の調整に直結）といった方策が考えられる。付保率について、貿易保険においては、非常危険を最大 100%までカバーしているが、一定の欠け目を設ける（付保率を引き下げる）ことにより、保険利用者との適切なリスクシェアを図る効果も期待できる。また、融資保険における引受期間の短縮について、事業の経済性に直結するため国際競争力への影響にも配慮する必要があるとの指摘、保険期間の短縮は集中リスクの引受残高を直接引き下げる効果が小さいとの指摘があったほか、国際経済環境の変化に応じて、きめ細やかに付保率・保険料率等の付保条件の見直しを図るべきとの指摘があった。

- 付保率の引下げといった引受上の工夫を実施する際には、法の目的である「対外取引の健全な発達」に照らせば、既存投資（いわゆるブラウンフィールド）向けの保険引受について、対外投資の増加に直接貢献する新規投資（いわゆるグリーンフィールド）向けの保険引受とは異なる扱いとすることが法目的との関係では合理的である。また、既存投資向けの保険引受に際しては、保険利用者と NEXI の間における情報の非対称性が新規投資向けの保険引受の場合よりも大きくなりリスク審査の難易度が上がること、また、投資した後にリスクが半ば明らかになってから事後的に保険の活用を図るという特有の逆選択の懸念やモラルハザードの懸念があることにも留意が必要となる。さらに、主要な海外 ECA の中で、既存投資についても投資保険を引き受けているのは NEXI のみである点も考慮する必要がある。他方、海外事業を長期にわたって行う中で、当初予見できなかったリスクが生じる可能性があるところ、そうしたリスクに備える観点から海外投資保険による既存投資カバーが必要との指摘や、こうしたケースで保険引受がなされないことにより事業撤退に繋がる可能性があるとの指摘があった。加えて、他国にない日本独自の取組であるからこそ、海外事業にチャレンジする日本企業にとっての強み・メリットになるとの指摘もあった。既存投資向けの保険引受について検討する際は、こうした指摘にも配慮することが必要である。特に、既存投資向けの保険引受の効果が認められること、段階的かつきめ細やかな保険料率の設定や付保率の調整等の措置が上記懸念への対応策として効果を持ち得ること、既存投資向け保険引受においても政策的意義の高さに応じた重点化がオプションとなり得ること等を念頭において、既存投資向けの保険引受のあり方について検討を進めるべきである。

(2) 財務基盤の強化

- NEXI の主要な収入源のうち自律的な検討・見直しが可能な①保険料率、②資金運用の在り方、加えて③政府の役割など、財務基盤の強化の方策について、総合的に検討すべきである。
- 特に、貿易保険制度は、海外取引のリスクから日本企業を守ることが使命であり、国際経済環境が激変する中で、貿易保険の重要性・必要性が一層高まっていることを踏まえれば、財務基盤強化により引受上の工夫の影響を最小化することが重要である。

① 保険料率

- NEXI の保険料率は、中長期の収支相償の原則の下、貿易保険事業の自律的・安定的な運営と日本企業の輸出競争力確保等の日本裨益（政策的要請）のバランスを取りつつ設定されてきた。
- 2017 年の NEXI の株式会社化以降、国際的な経済環境の激変等を背景として、日本企業の対外取引の手法が複雑化する中、多様な顧客ニーズに応じて更なるリスクをカバーするべく、NEXI では貿易保険商品の機能拡充に取り組んできており、想定外の損失への対応が一層必要となっている。
- こうした中、保険料率については、保険収支の状況に加え、これまでの経験では想定できない事故が発生するおそれ、リスク総量と支払原資の状況、債権の回収可能性、収支相償の時間軸といった、多面的な観点から検証することが必要である。また、リスク管理の観点から、集中リスクを分散するために料率を調整することについて、検討を行うことが必要である。同時に、日本企業の国際競争力への影響や、保険種ごとの保険利用者の違いやリスクの違いも踏まえた公平性にも配慮することが必要である。
- 保険利用者は、政府の役割を期待するだけでなく、突然の引受停止等の事態を回避して、将来にわたって持続可能な保険提供を可能とするため、一定の保険料率の上昇については痛みを許容することが重要との指摘や、保険料率の上昇によって、保険利用者の保険利用に係る態度が慎重となり申込みが抑制されるため、引受上の工夫にもつながるとの指摘があった。

- また、具体的な保険料率の見直しに際しては、これまでの保険商品の機能拡充を踏まえて、拡充部分（例えば、非常危険の3つの填補事由の一つであり、戦争・不可抗力リスクに含まれる自然災害リスク）を独立した新たな填補事由として切り出すことにより、填補事由と保険料率との対応関係の再整理を検討してはどうかとの指摘があった。また、OECDの国カテゴリーについて、各国の財務状況等を踏まえた議論の結果である一方、必ずしも自然災害リスク等が反映されている訳ではないことから、料率算定の際には、当該リスクの実態を踏まえつつ填補事由に応じて選択的に採用してはどうかとの指摘、仮にOECDの国カテゴリーを採用しない場合は別の適切な根拠をもって料率を定めることで恣意性を排除すべきとの指摘があった。さらに、後述の財政出動を伴う支援を講じる場合には、その前提として、リスクに応じた保険料率の見直し等も併せて検討すべきとの指摘があった。
- 但し、保険料率の調整によって政策的なシグナル効果が期待される一方、極端な料率の引上げが現実的でなく、支払原資の拡充効果には限界があり、即効薬とはなり得ないことにも留意が必要である。

② 資金運用

- NEXIは、公的な性格を有する貿易保険事業を担うこと、政府が100%出資する特殊法人であること、政府による履行担保制度等の政府からの支援措置が講じられていることなどから、貿易保険事業を安定的に運営することに対する要請が強い。このため、保有資金を減らさず、安定的に運用することが最重要である。また、貿易保険事業はいつ起こるかわからない巨額な保険金支払いに対応するため、保有する資金規模に見合った一定の流動性を確保することも必要。その上で、保有資金の価値を保全・増大させられるよう運用することも求められている。
- NEXIは、こうした資金運用に際して、民間損害保険会社で普及している、保険負債のリスク特性に対応した資産を保有するALM（資産と負債の総合的管理）の取組を進めることが重要である。また、NEXIは、中期的運用方針に基づく運用状況について、引き続きレビューしていくことが重要である。
- なお、財務健全性の観点からは、保険事業本体の収支として均衡するべきであって、資金運用による収益に依拠した形で財務基盤強化を目指すことは望ましくないとの指摘があった。
- こうした資金運用の基本的考え方の下、外貨資産の顕著な増加を背景に、為替リスク回避のため外貨資産を保有する必要性が高まっていることから、また分散投資の観点から、外国政府が保証する外国債券など、既に貿易保険法上保有が認められる他の外国債券と比べ、安定性や流動性の観点から遜色のない債券については、運用先として認めるべきである。
- なお、貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）の報告書において、上記の外国政府が保証する外国債券をNEXIが保有することを認めることについて、「NEXIにおける再発防止策の実施状況も踏まえつつ、措置を行うことが適当」との方向性が示されている。NEXIは、2021年に法令上認められていない外国債券を保有していた事案について、これまで、決裁ラインの高度化・重層化等の再発防止策を講じてきたところであり、上記のとおり外国政府が保証する外国債券を保有することを認めることに支障はないと考えられる。

③ 政府の役割

- 上述のとおり、保険料率の調整によって支払原資を拡充することには限界があること、また、資金運用では安定運用が最重要であり、資金運用収益に依拠して財務基盤強化を目指すのは望ましくないことを踏まえれば、政府の役割を検討することが極めて重要である。
- 貿易保険制度は、基本的に貿易保険の利用者が支払う保険料収入、回収金、及び資金運用益等による独立採算で、長期での収支相償を基本として運営されている。
- 一方、国の援助政策（ODA）の一環として、国際的な合意に基づき国が実施する重債務貧困国等に対して有する債権等の免除又は放棄の結果として、NEXIが有する債権等に対する債務免

除・放棄が行われた場合に、当該負担を貿易保険の利用者だけに求めるべきではないという考え方にに基づき、政府は、一般会計の財政事情等を踏まえ、その全部又は一部に相当する額を NEXI へ交付することとしている。これは、貿易保険法の改正時に附帯決議で求められている立法府の意思でもある。現時点では、NEXI 債権の削減実績に対して、政府から NEXI への交付実績は未だ低い水準に留まっている。国際経済環境が激変し、貿易保険の重要性・必要性が高まる今こそ、財務基盤の拡充に向けて、一層踏み込んだ予算措置が不可欠との指摘、可能な限り速やかに手当すべきとの指摘があった。

- 海外 ECA では、集中リスクが基準値を超過し更なる引受ができない場合は、政府によるリスク引受、保険利用者に対する引受コントロールの他、資本が不十分な場合に政府と協議して増資を検討するなど予算措置を行っているケースがある。
- こうした事情も踏まえ、集中リスクに対する引受余力が限られ、引受上の工夫（付保率の引下げなど）がなされた場合においても、貿易保険法の法目的を念頭に、保険利用者の利便性を著しく損なうことのないよう、政府方針に沿った政策的意義の高い分野に対する重点的な保険引受など、メリハリのある支援を可能とする必要がある。このためには、政府の役割が不可欠であり、具体的な役割の在り方について検討すべきである。
- 重点的に保険引受すべき政策的意義の高い分野について、貿易保険制度において重点支援を講じてきた分野との整合性を確保しつつ、保険利用者の声も踏まえて、時代の要請に応じたものとするのが適切である。具体的には、サプライチェーンの強靱化、脱炭素（エネルギー・トランジションを含む）、共通利益（支援対象の事業地国と日本の共通課題解決や戦略上の連携強化）、輸出促進（海外への輸出促進や海外での日本技術活用）、スタートアップを含む中小・中堅企業の海外展開支援等は、いずれも極めて重要な分野と認められる。こうした分野への重点支援が不可欠である。なお、サプライチェーンの強靱化に関しては、半導体・食料・エネルギー等の安定調達が重要であるとの指摘や、世界的にサプライチェーンが広がる中、外国企業を巻き込んだ長期の投資が拡大していることを踏まえ投資支援を継続することが重要との指摘があった。脱炭素については、再エネ・水素・アンモニア等の新エネルギーに加え、エネルギー・トランジションも重要との指摘があった。併せて、保険の引受条件によってプロジェクト獲得の成否に関わるような案件については特に配慮することが重要との指摘、途上国の経済開発に資するグローバルサウス支援策や JETRO による海外展開支援策等の政府の関連施策との連携についても検討することが重要との指摘があった。
- 重点支援の実施に際しては、仮に予算措置を講じることとなれば、厳格な審査を行うこと、一層の透明性を確保すること、将来的に政策効果のレビューを行うことが必要である。

(3) 貿易保険制度の利便性の向上、適切な体制整備

① 利便性の向上

- 国際経済環境の激変に伴い、グローバル展開する企業のリスク観が変容する中、貿易保険の重要性・必要性が高まっているところ、企業ニーズに適切に応えられるよう貿易保険の利便性の向上が求められる。
- また、M&A 案件への対応を柔軟にできないか、などの運用の柔軟化に関する指摘があった。企業ニーズや利便性向上に向けた検討も重要である。

② 適切な体制整備

- 貿易保険の重要性・必要性が高まり、営業・審査・査定・回収をはじめとする様々な業務が拡大すると見込まれる中、各領域においてリスク管理を有効なものとするリスク・カルチャーを一層醸成すること、リスク管理・案件審査等の高度化に向けた不断の取り組みを進めることなど、貿易保険制度を担う人材の確保・育成等が求められる。
- 貿易保険の引受は専門性・個別性が強いことから、体制整備を進める上では、属人的な管理とならないよう留意することが重要である。

- 新たな情報技術の活用を含め、システム面の整備・拡充等による業務効率化も求められる。

5. おわりに

- 貿易保険は、海外取引のリスクから日本企業を守ることで、日本企業のグローバルな挑戦を支え続けてきた。特に、国際経済環境が激変し、企業のリスク観が変容する昨今、貿易保険の重要性・必要性はますます高まっている。
- こうした中、我が国で貿易保険事業の運営を担う唯一の公的機関である NEXI において、適切なリスク管理の下で健全性を維持しつつ、将来にわたって持続可能な形で保険を引き受けることが、極めて重要である。
- このため、今後、本報告書を踏まえ、NEXI においてリスク管理及び財務基盤の双方の強化を図るとともに、その際に政府の果たすべき役割等について、政府が早急に検討・実施に取り組むことを強く期待する。

以 上

「貿易保険の在り方に関する懇談会（第3期）」名簿

■メンバー（氏名五十音順）

石橋 健二	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	リスク管理部担当部長
伊藤 恵子	千葉大学大学院	社会科学研究院教授
○植村 信保	福岡大学	商学部教授
遠藤 典子	早稲田大学	研究院教授
高見 順彦	株式会社三井住友銀行	執行役員/ストラクチャード ファイナンス営業部長
山崎 拓	三菱商事株式会社	日本機械輸出組合貿易保険委員長 財務部 ALM 企画室 カントリーリスク管理担当 シニアマネージャー
◎横田 絵理	慶應義塾大学	商学部教授
和田 照子	日本経済団体連合会	国際経済本部長

◎は座長、○は座長代理

■経済産業省

松尾 剛彦	通商政策局長
田中 一成	大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
鋤先 幸浩	大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
服部 桂治	通商政策局 総務課長
河原 圭	貿易経済協力局 通商金融課長

※他事務局等

■オブザーバー

金融庁
財務省